令和８年（フ）第４６３２号
大阪市住之江区安立３丁目９番21号　サンシャイン中野　Ⅱ　203
債務者　渋谷さとみ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６３５号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番141―402号
債務者　髙橋　飛鳥
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６４７号
大阪府豊中市本町６丁目12番30号　Ｂ―202号
債務者　髙橋　純一
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７６号
大阪府枚方市北中振１丁目13番32―103号、前住所大阪市北区長柄東２丁目１番24―810号
債務者　大黒　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２１号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45―507号
債務者　芦澤　るみ（旧姓永田）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３７号
大阪市浪速区下寺２丁目６番24―402号
債務者　長村　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７７６号
大阪市西淀川区佃５丁目11番20―802号、前住所大阪府八尾市恩智南町３丁目67番地　ツインコートいたくらＡ－１号
債務者　藤井　絵里
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９２号
大阪府八尾市大字恩智1092番地の２　大畑山苑
債務者　窪田喜世子（法定代理人保佐人有馬公明）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１９号
大阪府四條畷市中野新町19番１―104号
債務者　池田　雅裕
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２８号
大阪市東住吉区田辺２丁目11番13―609号
債務者　皆木　洋一
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目15番18号フランツ武庫之荘205
債務者　石原　夏美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市浜３丁目15番３号　Ｌａ－Ｃｒｅａ浜Ｃ棟　201、前住所兵庫県尼崎市潮江３丁目10―17
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５６０号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目３番22号　シーエムドゥ　１ＦＢ、前住所大阪市北区黒崎町２番５号　グレイスクラール　302号室
債務者　青田　愛花
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７２号
兵庫県西宮市上田東町４番79―301号
債務者　秋田　智子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７４号
神戸市西区玉津町西河原31番地の１　アロッジオ106号、前住所兵庫県丹波篠山市殿町217番地　ささやまいなか家６号
債務者　城山　朋葉
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
兵庫県明石市茶園場町８番32号　レオパレスＹＡＭＡＴＯ203号
債務者　田中　国幸
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
神戸市西区曙町1070番地　のぞみの家
債務者　中野　文惠
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係